平成２１年（フ）第２９８号
岐阜市萱場南１丁目５番18号ボラックスタワー３ＦＷ号室
債務者　藤田　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１サン野菊201号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目29番８号
債務者　松本美奈子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目17番16号　ライフ21武庫101号
債務者　熊谷建装こと　熊谷　隆司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９号
大分市大字鴛野1068番地の１
債務者　麻生　照代
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
群馬県桐生市横山町３番９号
債務者　中村　正夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２７４号
岐阜県関市平成通１丁目１番32号
債務者　兼松　智之
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３号
岐阜県高山市八軒町３丁目38番地
債務者　住　　和枝
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１４４０号
名古屋市東区古出来１丁目３番３号　鈴木ビル３Ｃ号
債務者　加納　　理
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３３号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番７―301号
債務者　藤尾　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９５号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　公団志染団地２号棟201号
債務者　山木　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０５号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１市営港島住宅70号棟502号
債務者　岡野　淳子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６号
兵庫県伊丹市御願塚３丁目２番２―303号
債務者　大崎　美香（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７５号
兵庫県朝来市山口46番地
債務者　井上　裕美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
鳥取県東伯郡北栄町北条島418番地17
債務者　門脇サダ子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第７７号
広島県三原市本郷町船木1579番地４
債務者　三浦　直彦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
広島県尾道市山波町3074番地１
債務者　中島　精美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
広島県世羅郡世羅町大字西上原482番地４
債務者　村上　保恵
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
愛媛県松山市南久米町111番地　パークベルズ久米902号
債務者　乗松　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所